

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

#### 一時避難場所の確保

警察庁において、平成19年度から、自宅が犯罪行為の現場となり、自宅が破壊されるな

ど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っている（犯罪被害者等に対する一時避難場所などの借りに要する経費：19年度 32百万円、20年度 32百万円）。

## 4 雇用の安定（基本法第17条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

#### 事業主等の理解の増進

厚生労働省において、母子家庭の母などが犯罪被害により求職活動に困難を伴う場合に、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用事業（「試行雇用奨励金」の支給）を実施している。平成19年度の支給実績（母子家庭の母等試行雇用奨励金全体）は、261人に対し約3,200万円であった。

公共職業安定所においては、様々な事情により、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す必要が生じた犯罪被害者等に対しては、求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行っている。

犯罪被害者等の雇用管理に関する相談などについては、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターが行う中小企業事業主などに対する雇用管理の改善に関する相談業務（<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/c-1.html>）の中で実施することとしているが、平成20年6月現在、事業主からの犯罪被害者等の雇用管理に関する相談は、寄せられていない。同センターでは、雇用管理講習会（<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/c-1.html>）において犯罪被害者等の雇用管理に資するテーマを取り上げ、中小企業事業主などへ情報提供を行っている。

また、平成19年度に独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校が実施した以下の

職員研修で、犯罪被害者等への理解に資するテーマ（犯罪被害者等の置かれている状況など）を取り上げた。

- ・公共職業安定所長研修
- ・公共職業安定所課長・統括職業指導官研修
- ・職業安定行政職員上級研修

平成20年度においては、労働行政職員基礎研修のほか、公共職業安定所課長・統括職業指導官研修、職業安定行政職員上級研修において同テーマを取り上げる。

#### 個別労働紛争解決制度の活用等

厚生労働省において、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」（平成13年法律第112号）に基づき、個別労働紛争解決制度（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>）について、ホームページやポスターを活用し、周知を図るとともに、その適正な運用に努めている。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

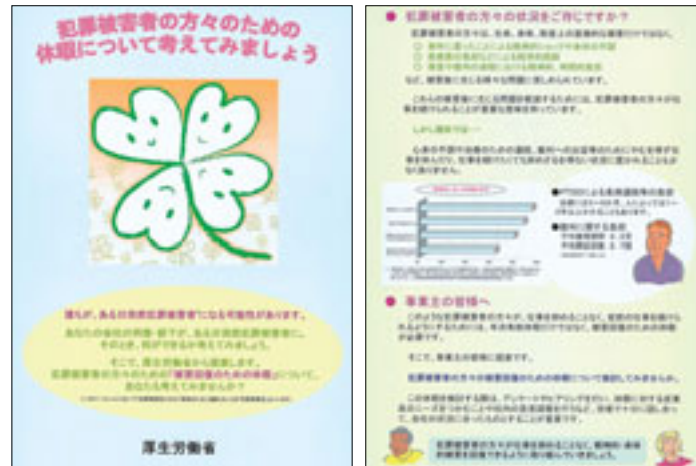
#### 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

厚生労働省において、平成18年度、犯罪などの被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入につき、アンケートを実

施したところ、企業、労働者とも約9割が、同制度を導入すべきという意見さえ知らないという状況が明らかになった。そこで、まずは企業や労働者に対し、同制度の必要性についての周知・啓発を図ることが重要であると

の結論に至り、19年度においては、リーフレットを作成し、事業主を中心に周知・啓発を行った。また、20年度においては、ポスターも作成するなど引き続き周知・啓発を行うこととしている。

被害回復の休暇制度に関するリーフレット



提供：厚生労働省

## 第2節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

### 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

#### 犯罪被害者等に対する精神科医による支援、カウンセリング体制の整備

警察において、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等の精神的被害を軽減するための相談・カウンセリング体制を整備している。現在、全ての都道府県警察において、部外の精神科医、臨床心理士などに対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っている。また、被害少年に対しては、少年補導職員などの専門職員が、部外専門家などから助言を得つつ、カウンセ

リングを実施している。

さらに、平成19年度から、臨床心理士などの資格を有する職員やその他の警察職員に対し、カウンセリング技能の向上を図るための専門的な研修への参加の促進を図っている

犯罪被害者等に対応するカウンセラー



提供：警察庁